

千曲市立地適正化計画改定（案）に関する意見募集の実施結果について

1 パブリックコメントの概要

（１）募集期間

令和 6 年10月15日（火）から令和 6 年11月13日（水）

（２）意見書提出状況

ア 提出者

1 団体

イ 意見の提出方法

（ア）持参 0 通

（イ）電子メール 0 通

（ウ）ファックス 0 通

（エ）ながの電子申請 1 通

（オ）郵送 0 通

ウ 意見提出件数

2 件

エ 意見の内訳

（ア）第 7 章 誘導区域 1 件

（イ）第 8 章 誘導施設 1 件

2 意見及び市の考え方の公表

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。千曲市パブリックコメント手続き実施要項に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

なお、取りまとめの都合上、提出された意見は一部要約しています。

千曲市立地適正化計画改定（案）に関する意見募集の実施結果について

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	第7章 誘導区域	立地適正化計画の改定において、都市機能誘導区域の用途指定は極力「商業地域」にするか、または建蔽率、容積率などの用途制限を商業地域並みに緩和し、地域の活性化に寄与するべきと考える。	用途地域は、建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなどの形態に制限を加えることで生活環境の向上や地域住民の生活環境を守るために定めています。このことから、都市機能誘導区域内すべてあるいは一部を商業地域に用途変更することは考えていません。 しかしながら、当市で設定している誘導施設が都市機能誘導区域内で建設や増築、改築を行う際、用途制限や容積率、高さ制限の緩和が必要な場合は、特定用途誘導地区の設定を検討してまいります。
2	第8章 誘導施設	災害に強い誘導施設の建設において、現状の建設の高さ、建蔽率、容積率の制約により自家発電装置などの機器を1階に配置せざるを得ない。このことから、誘導施設において用途制限の緩和を望む。	